

DBの非継続基準の予定利率について（通知の発出）

厚生労働省は、2019年3月29日、通知「『確定給付企業年金制度について』の一部改正について」、および「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」を発出しました。いずれも、2019年4月1日から適用が開始されます。

また、通知の発出にあわせて、パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答（※）を示しました。

【改正の内容】

非継続基準における最低積立基準額の算定に用いる予定利率については、従来、厚生労働大臣が定めた利率に、労使合意の下で、0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を予定利率とすることが認められていました。今回の改正では、この「係数を乗じる方法」を改め、実数として0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることを認めることとされました。

これは、現下の低金利が長期化している情勢下で、「係数を乗じる方法」による調整幅が当初の想定よりも大幅に縮小していることを踏まえたものです。

なお、経過措置として、適用日前に年度末を迎える事業年度（2018年度）に係る事業及び決算に関する報告書が提出されていない場合についても、改正後の「実数を加減して得た率」を予定利率とすることができます。（詳細については、（別紙）をご確認ください。）

※ 確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180358&Mode=2>

「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180359&Mode=2>

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

【内容】

（別紙）DBの非継続基準の予定利率について（通知の発出）

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

〔受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）〕

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp